

紀美野町第2回定例会会議録

令和2年6月19日（金曜日）

○議事日程（第3号）

令和2年6月19日（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第66号 令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について
- 第 2 議案第46号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第47号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第48号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第49号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第50号 紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第51号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第52号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第53号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第55号 物品購入契約の締結について
- 第12 議案第65号 物品購入契約の締結について
- 第13 議案第56号 訴えの提起について
- 第14 議案第57号 令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
- 第15 議案第58号 令和2年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第59号 令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第60号 令和2年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

第 18 議案第 61 号 令和 2 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
について

第 19 議案第 62 号 令和 2 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 20 議案第 63 号 令和 2 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 21 議案第 64 号 令和 2 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
について

第 22 発議第 2 号 紀美野町議会の議員報酬の特例に関する条例の制定について

第 23 陳情第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
採択に関する陳情について（委員長報告）

○追加議事日程（第 3 号の追加 1）

第 1 発委第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
について

第 24 議員派遣の件について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 24 まで

追加日程第 1

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏名
1 番	桐山尚己君
3 番	藤井基彰君
4 番	上柏皖亮君
5 番	七良裕光君
6 番	田代哲郎君
7 番	西口優君
8 番	北道勝彦君

9 番 向井中 洋 二 君
 1 0 番 美 野 勝 男 君
 1 1 番 美 濃 良 和 君
 1 2 番 伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

2 番 廣 瀬 隆 一 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 将 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	坂 昌 美 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	山 本 訓 永 君
美里支所長	(山 本 訓 永) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 中 谷 昌 弘 君
次 長 井 戸 向 朋 紀 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員から欠席届が出ていますので報告します。

これから本日の会議を開きます。

なお、執行部より議案第66号の提出があり、本日本会議開会前の議会運営委員会で御協議をいただき、本日の日程に追加し、本日は説明のみとし、23日に質疑・討論・採決を行うことになりましたので報告し、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

（午前9時00分）

◎日程第1 議案第66号 令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第66号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） おはようございます。それでは、本日6月19日に提出させていただきました議案書の1ページをお開きください。

議案第66号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度紀美野町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,836万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,853万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月19日提出 紀美野町長 寺本光嘉
予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、5,027万6,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、社会保障税番号制度システム整備費補助金が1,

148万6,000円と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,879万円でございます。

16款県支出金、2項2目民生費県補助金273万4,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金が257万5,000円、母子家庭等対策総合事業費補助金15万9,000円でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金535万2,000円の増額補正で基金を取り崩して繰り入れてございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の4ページをお開きください。

2款総務費、1項6目電子計算費123万7,000円の増額補正で、感染症拡大防止対策のためのテレワーク、在宅勤務を推進するための機器整備等の経費でございます。

2項2目賦課徴収費7万円の増額補正で、コンビニにおいて所得証明書と課税、非課税証明書を発行する経費でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費1,552万7,000円の増額補正です。

12節電算システム改修委託料1,481万4,000円のうち、1,148万6,000円は国外転出者によるマイナンバーカードの利用と戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る経費でございます。残りの404万1,000円につきましては、コンビニにおいて住民票、印鑑証明証、戸籍関係を発行できるようシステムを整備する経費でございます。

5ページに移りまして、3款民生費、1項9目総合福祉センター管理運営費126万7,000円の増額補正で、福祉センターの網戸設置工事費でございます。

2項1目児童福祉総務費78万円の増額補正です。消耗品費28万円は、新型コロナウイルス感染症防止対策として子育て支援センターに消毒液、マスク、送風機などを購入する経費でございます。

18節の認可外保育施設補助金50万円は、厚生病院のこすもす保育所への補助金でございます。

4目保育所費79万6,000円の増額補正で、感染症防止対策として各こども園に消毒液、マスク、送風機などを購入する経費でございます。

5目児童館運営費14万2,000円の増額補正で、児童館にマスク、送風機などを

購入する経費でございます。

6目学童保育費100万3,000円の増額補正で、消毒液、マスク、送風機などを購入する経費でございます。

9目新たにひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費を設け、独り親世帯に臨時特別給付金を給付するための事務経費として15万9,000円を計上してございます。

4款衛生費、1項2目予防費71万5,000円の増額補正で、体温計、ハンドソープ、手洗いチェッカーなどを購入する経費でございます。

5目成人保健対策費147万6,000円の増額補正です。

17節の備品購入費137万5,000円は、体脂肪率や筋力量などが計測でき、サロンや健康教室などに使用するインボディ機器の購入費用でございます。

10節の消耗品費10万1,000円は、健康教育教材等を購入する経費でございます。

6款商工費、1項2目観光費700万円の増額補正で、落ち込んでいる観光消費を回復させるための取組に対する町観光協会への補助金でございます。

8款消防費、1項1目常備消防費171万6,000円の増額補正で、救急隊員の感染防止用資機材の購入経費でございます。

9款教育費、3目教育諸費861万5,000円の増額補正でございます。消耗品費361万5,000円は、小中学校に消毒液、マスク、送風機などを購入する経費でございます。

17節の施設用備品500万円は、顔が映り体温が測れるサーモグラフィカメラなどを小中学校に整備する経費でございます。

7ページにわたりまして、2項1目学校管理費973万9,000円の増額補正で、野上小学校、下神野小学校の網戸設置と野上小学校の空いている四つの教室に空調設備を設置する工事費でございます。

4項1目社会教育総務費751万5,000円の増額補正でございます。消耗品費127万6,000円は、文化施設への消毒液、送風機、手洗い石けんなどを購入する経費でございます。修繕料15万3,000円は、真国区民センターの網戸張り替えの経費です。

12節の委託料400万円は、天文台の観測ドームで流す動画を作成する経費でございます。

14節工事請負費115万1,000円は、中央公民館と文化センターに網戸を設置する経費でございます。

17節の施設用備品93万5,000円は、顔が映り体温が測れるサーモグラフィカメラを整備する経費でございます。

5項1目保健体育総務費60万5,000円の増額補正で、体育施設に消毒液、手洗い石けん、送風機など42万3,000円、農村総合センターに網戸を設置する経費18万2,000円でございます。

以上、議案第66号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

◎日程第2 議案第46号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、議案第46号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第46号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第47号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条

例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第3、議案第47号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） 非常勤の費用というそのこの中でね、自分らで話しおうていいもんつくってくれるというのはいいいんやけど、検討委員会の中でその先進地ということについての研修ということについてはどのように考えてますか。その当然、新しい施設ってのは幾らでもあると思うんですよ。だからそういった中で、建設検討委員会ということについてやったらその新しい先進地ということについてね、どのように考えているのか尋ねたいと思います。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） 西口議員のただいまの御質疑に御答弁をさせていただきます。

議員おっしゃる先進地視察等々に関しましても十分理解をしております。検討委員の皆様方の御意向を十分お伺いしながら、慎重審議を進めていきたいと考えておりますので御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） おはようございます。新しいこの庁舎ですね、検討していただくということで、メンバーはどんな方々が想定されているわけですか。

それから、会議はどれぐらいのところ、日数とかですね。大体いつぐらいのところ

やられていくのかお聞きしたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

あくまでもまだ想定ということで御理解を賜りたいんですが、委員のメンバーといたしましては、町議会議員の皆様方、また執権を有する方々、防災関係者、それから行政関係者、各種団体関係者といったような方々、大体10名程度ということで今のところ考えております。

それと、会議の日数でございますが、今こういった新型コロナウイルス感染症のまだ終息しない状況でありますので、その状況を鑑みながら適切なタイミングで開催していきたいということしか今のところ考えておりませんので御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第47号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第48号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改

正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第４、議案第４８号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

１番、桐山尚己君。

（１番 桐山尚己君 登壇）

○１番（桐山尚己君） 本議案第４８号に関しまして、提案理由に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済及び町民の生活に多大な影響を与えていることを踏まえというふうなことで書かれているわけですが、この理由についてももう少し詳細に御説明いただきたいと思います。

以上です。

（１番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質疑にお答えをいたしたいと思いますが、このコロナウイルス感染拡大防止に絡みまして、やはり町民の皆さん方もかなり経済的にも非常に厳しいそうした状況になっているということを踏まえまして、我々もひとつ自粛をしていこうと。そして、皆さんと痛み分けの中でこれを執行していきたい、そうした決意からこの提言をさせていただいたところでございますので、その意を酌んでいただきまして、そして御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

（町長 寺本光嘉君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） １番、桐山尚己君。

○１番（桐山尚己君） ただいま町長の御説明にありましたように、新型コロナウイルスの感染拡大による厳しい地域経済及び町民の皆さんの状況を考えて町民の皆さんと痛み分けをすると、つまり痛みを共有するということであったわけですが、例えばですね、病院に患者さんがいらして腕をけがをしたと、血を流していると。そこでお医者さんと看護師さんはじゃあ何をなされるかといったら止血をし、消毒をしという治療行為、手当てをされるわけですね。決して医者や看護師が痛がろうと、患者さん痛がろうということで痛みを分かち合うということで自分の手を切って血を流すというこ

とはされないわけです。心情的には分かります。でもそういうことをすることに本当に何かしらの効果があるのか、本当にそれでいいのかというふうに私は思うわけですが、再度そのことについてお考えをお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の再質疑にお答えをいたしたいと思いますが、もう心情的にこれはやはり皆さんがこれだけ苦しみ、そしてまた経済的にもこれから立ち上がろう、そうした時期を迎えておるわけでございます。そんな中で我々もやはり気を引き締め、そしてまたこれを実行していきたい。そして皆さんと共々手を携えながらやはり経済活性化に向けてやっていきたい、そうした思いでございますので、そのところの意をひとつ酌んでいただきたい。

ただ、今先ほど例題でちょっとおっしゃいましたが、そうしたけがをしたからそれをまた我々も手を切るというんではなしに、やはり共にこれに対応していくと。そして、やはりそうした意識の中でやっていきたい、そうした思いからこれを提案させていただいたところでございますので、ひとつ御理解を賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第48号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 反対討論を行います。

今般の新型コロナウイルスの世界的蔓延により、数多くの人命が失われたことに加え、健康被害、日常生活、経済活動の大幅な抑制により、世界的に大きな被害、損失が生じています。日本、そして我が紀美野町も例外ではなく、町民生活に多大な影響を及ぼしています。このような非常時においては町政のリーダーたる3役の方々に係る重圧、重荷は平時をはるかに超えるものであると拝察いたします。

そうした重圧の中、このコロナ禍に立ち向かうために町長をはじめとする町3役の皆

様におかれましては、県内の感染者発生当時から各種イベントの中止、延期の決定をはじめ、マスクや商品券の配付、個人や事業者に対する支援金の給付、教育現場に必要な補助教材や備品の手配、児童生徒のメンタル面への配慮等々、矢継ぎ早に各種対応策を講じてくれました。こうしたスピーディな対応は近隣自治体に勝るとも劣らない大変評価できるものであり、実際町民の皆さんからも高く評価されております。

今般のコロナ禍で多大な影響を受けておられる町民の状況を慮って、3役給与の減額案を上程されたことは十分に理解できます。しかしながら、前述の状況を踏まえれば、町民の心に寄り添うその方向性は正しいものの、3役給与の減額という方法は決して適切であるとは思えません。3役各位におかれましては、これまでと同様、あるいはこれまで以上に町政の充実に尽力いただくことがその職責を全うすることであると考えます。

よって、今般の町長、副町長、教育長の給与等条例の一部を改正する条例案について反対いたします。

以上です。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第49号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第5、議案第49号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

6 番、田代哲郎君。

(6 番 田代哲郎君 登壇)

○6 番 (田代哲郎君) それでは、町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

総務省のホームページに地方税法の改正の概要が説明されています。それから新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、納税が困難な者への対応についてというこういう通達が総務省から寄せられていると思います。今回の地方税法の改正の中に徴収の猶予制度の特例というのがあります。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できるという特例を設けるということであります。今回のあれで店を開くことができなくて収入がかなり減ったという個人事業者はあるのではないかと思います。紀美野町でも徴収の猶予制度の特例の対象になる方がどの程度あると考えられているのか、その点についてお尋ねいたします。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長 (湯上増巳君) ただいまの田代議員の御質疑にお答えをいたします。

この当町でも徴収猶予制度に関しましてどれぐらい対象があるのかということでございますけれども、はっきりとしたちょっと数字のほうは分かりませんが、町外に本社とかある法人さんとかもございます。その大都市に東京、大阪あたりに本社ある機能につきましては、結構な影響があるというふうには考えております。現在、この今回の改正については猶予の特例については、地方税法の改正されておりますので、現在1件の申請を受け付けてもう認定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第４９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第４９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第５０号 紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（伊都堅仁君） 日程第６、議案第５０号、紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

６番、田代哲郎君。

（６番 田代哲郎君 登壇）

○６番（田代哲郎君） 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について質疑します。

説明には傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付となっていますが、町が担うのは受付事務だけなのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

以上です。

（６番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

紀美野町におきましては受付事務をするということの改正でございますので、受付事務だけでございます。後期高齢者の広域連合の条例の改正に基づいておりますので、内容等の説明もしますが受付事務だけをさせていただくことになります。

以上です。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第50号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第51号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第7、議案第51号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番 (田代哲郎君) 国民健康保険条例の一部改正する条例で、いわゆる傷病手当の給付条例ですが、まず第1点は家族従業者で給与収入がある人、いつも問題になっている56条のあれなんです、青色申告か白色申告かの区別なく被用者として適用されるのかどうか、その点だけ確認したいと思います。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

個人事業主の家族で青色申告従事者の給与、支払いを受けている者は財政支援の対象になるのかということなんでございますが、今回は所得税法第28条第1項に規定する給与に青色事業専従者給与も含まれるため、青色事業専従者給与の支払いを受けている者は国による財政支援対象となるということになりますので対象となります。

以上です。

(発言する者あり)

○住民課長（仲岡みち子君） すみません、給与として申告されている場合はなりません。対象となります。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 今回のあれは被用者が対象となってると思いますが、鳥取県の岩美町というところでは個人事業者も対象にしています。ただ、傷病手当ということではなしに、傷病給付金という形で計上して予算計上して、個人事業者にもいわゆるべく傷病手当に相当する給付を行っている自治体があります。いわゆるそういうことも検討してみる考えがないのかどうか、お伺いします。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 今回は給与所得者に限定させていただいてございます。給与所得者に限定させていただいた理由といたしましては、今回国における特別措置法でございます。対象にする給付分は国が全額負担するとなってございますので、それに条例を改正させていただいたものでございます。

なお、議員おっしゃるように給付金という名目に変える市町村は和歌山県内ではございません。ただ、その自治体独自の判断で給付は可能ではありますが、補助対象とはなりませんので大変申し訳ないんですけれども、今回は国における特別措置法のみを計上させていただいてございます。議案として改正させていただいてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

(「ちょっと休憩お願いします」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

(午前9時42分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時42分）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第51号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 賛成討論を行います。

このいわゆる傷病手当について、被用者のみが今回は国の財政措置の対象となります。ただ、財政措置の単体とはならなくても交付金等を使っていわゆる給付金という形で支給してる自治体は幾つかあります。そんなに多くはないんですけども、だからそれは町の独自財源で鳥取県岩美町もこれ独自財源で行います、独自施策ですということで、やっぱりいわゆる過疎地域の事業者というのは今回も個人事業者等もかなりいろいろ所得が落ち込んでくると思いますので、将来の今回はそういう形で国の財政措置の対応にはなっていないんですけども、将来の問題としてやはりそういうことも検討する必要があるのではないかということを申し上げて賛成討論いたします。

以上です。

（6番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第５２号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第８、議案第５２号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第５２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第５２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第５３号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第９、議案第５３号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第５３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第５３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第５４号 工事請負契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１０、議案第５４号、工事請負契約の締結について
（令和元年度（繰越）星の動物園プラネタリウム棟新築工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第５４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第５４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第５５号 物品購入契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１１、議案第５５号、物品購入契約の締結について
（令和２年度小型動力ポンプ普通積載車整備事業）を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第55号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第65号 物品購入契約の締結について

○議長(伊都堅仁君) 日程第12、議案第65号、物品購入契約の締結について
(令和2年度紀美野町立小中学校iPad及び装飾品購入事業)を議題とします。

これから質疑を行います。

1番、桐山尚己君。

(1番 桐山尚己君 登壇)

○1番(桐山尚己君) 1点質疑いたします。小中学生、今回は小学校、小学生が対象になるわけですがけれども、iPadいわゆる電子機器ですねを1人1台貸与して使っていていただくということですがけれども、特に低学年の児童であればその精密機器の扱いに慣れていないということで破損、落としてしまったりして破損するおそれがかかなり高まってくるのかなというふうに思うんですがけれども、それに対する保険のようなものというのはかける予定があるのか、もしくはここの中に入っているのか、そのことについてお答えください。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) 桐山議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思

います。

低学年、特に電子機器の扱いで破損するおそれがあるということです。それに対しましては、今回購入する台数につきましても学校内での補償というものをこの購入価格に合わせて今回導入するような費用で993万3,000円というのを計上させていただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第65号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第56号 訴えの提起について

○議長(伊都堅仁君) 日程第13、議案第56号、訴えの提起について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第56号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第57号 令和2年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第14、議案第57号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番(西口 優君) 予算に関する説明書の3ページに和歌山防災力パワーアップ補助金というのがあります。それとその次の5ページに洪水ハザードマップ作成業務委託料330万の計上になってますが、これ貴志川対象というふうに聞いたと思うんですけども、その貴志川対象ならその対象箇所というのがもうある程度特定されているのかどうか尋ねたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、西口議員の御質疑にお答えをしてみたいです。

5ページに洪水ハザードマップ作成委託料として330万円計上させていただいております。この説明は貴志川の浸水危険箇所を周知するために住民の方にマップを作成してお配りするということを考えておるところです。その貴志川という範囲ですが、これはつい先日、6月9日に県が貴志川の洪水浸水想定区域図というのを公表したばかりでございます。これによりますと県の場合なんですけど、県が管理している場所は諸井橋

から毛原宮の毛原トンネル手前にある犬飼橋という橋があるんですけど、そこまでが貴志川の県の管理区域になります。ですから、このうちで言えばその区間が区域になりまして紀美野町の区域からその犬飼橋のところまでの貴志川のところを公表されたためにハザードマップを作成して、これを各戸に配付していこうと計上させていただいたところであります。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 7番、西口 優君。

○7番(西口 優君) 毛原の犬飼橋というところまでをそのハザードマップ、危険箇所というのがある程度想定されてるということになると、当然これはあくまでもハザードマップということになるんやけども、改善策というのは今後それに付随するもんなんですかね。その例えば危ないですよと言うのは分かるけども、危ないですよならそれにその改善策というのはあくまでもこれはハザードマップということになるんやけども、今後の検討課題として改善策というのも付随されてくるもんなんですかね。その辺ちょっと尋ねときたいと思います。

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

○総務課長(細峪康則君) 本日に9日に公表されたところでありまして、私もまだ県のほうにはそういうことも問合せもしてないところであります。その川の川底をしゅんせつするとかそういうことは今までも要望、県に要望したりしてますので、私ところのこのハザードマップとはちょっと分けて考えていきたいと思いますので、その辺ちょっと御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) 説明書の7ページ、3款民生費、2項児童福祉、4目保育所費です。2節の給料で一般職級が511万円の減額補正になってます。この減額補正についての説明をお願いします。

次、4款の衛生費でも、これは8ページですが、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でこれも2節の給料が一般職級が413万円の何がしの減額補正となっています。この2つの減額補正についての説明をお願いします。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、田代議員の御質疑にお答えします。

予算に関する説明書の 7 ページ、3 款民生費、2 項 4 目保育所費の給与が 5 1 1 万の減額ということで、その内容については保育士の産休・育休に伴う給与の減額でございます。2 名でございます。

それから、8 ページの 4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費、この部分については 7 名の職員の給与をおいてたところなんです、令和 2 年については職員数を 7 名から 6 名、1 名全体の保健福祉課の全体の業務の中で担当職員を 1 人異動したことによる減額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 6 番、田代哲郎君。

○6 番 (田代哲郎君) 児童福祉費の保育所費というのを減額それは保育士の産休・育休によるものだ。その産休・育休については何らかの形で保育士が少なくなった分の補充はされているのかどうか、その点お伺いします。

それから、衛生費の 8 ページの一般職級の減額は保健師の減ということで、ほかのところで補充していくということだと思いますが、これもやはり保健師の勤務を減らすというのは今後のいろんなことを考えると、やはり問題があるのではないかと思いますので、その点についてはどう考えておられるのかお伺いします。

以上です。

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長 (森谷善彦君) まず、保育士の職員の育休・産休の減に伴う措置は十分であるかという質疑だと思いますが、その点については国の配置基準をもちろん満たすことはもちろんのこと、会計年度職員においてそれをカバーしてるところでございます。また、フリーの職員も適宜つけてですね、正規職員をカバーしているところがございますので御理解賜りたいと思います。

それから、8 ページの保健衛生総務費の 1 名減の内訳については事務職員の異動でございます。保健師については現在 9 名ということで昨年度 2 名の保健師を採用して充実

を図っているところでございます。今後、現在紀美野町の高齢化の進展に伴って健康寿命の延伸のために各施策の実効性を高めるために、保健師の役割は不可欠であると考えておりますので、その点御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、七良浴 光君。

（5 番 七良浴 光君 登壇）

○5 番（七良浴 光君） 5 ページ、予算に関する説明書の 5 ページ、2 款総務費、1 項 1 1 目防災諸費、1 2 節委託料の中でただいま総務課長が同僚議員に答弁した中で、貴志川という限定で洪水ハザードマップ作成をやっていくというお話でございましたが、真国川は洪水のおそれがないという判断をしているのかどうか。なぜ真国川の洪水ハザードマップを作成しないのか、その理由についてお尋ねをしたいと思います。

それから、9 ページ、4 款衛生費、1 項 4 目環境衛生費の 1 8 節負担金補助及び交付金の中で、飲料水供給施設整備補助金 2 6 1 万 8, 0 0 0 円計上されております。これについては飲料水の供給施設を整備するんだというお話でございました。この整備事業の実施設設計書の工事額は幾らになっているのか。また、この受益者となる奥佐々、中田地区、何個で整備する計画で申請されているのか、以上 2 点よろしくお願ひしたいと思います。

（5 番 七良浴 光君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 七良浴議員の御質疑にお答えしてまいります。

今回県が公表したのはその貴志川の部分でございまして、真国川については現在公表するというか、そういう計画はないというふうに県から伝えを聞いております。ただ、計画はないんだけども今後はあり得るかもしれないということで、全くないということではないんですが、現時点では真国川の浸水の公表はないということでございますが、ただ議員おっしゃられたとおり真国川はそれでは安全かというところでは決してありません。平成 2 3 年のときとか、それから平成 2 9 年このときも真国川の流域で何か所か浸水しているところもありますので、議員御指摘いただいたことも踏まえて真国川については今までの実績と言いますか統計上そういうところも踏まえて、決して安全なのは

真国川ではなくて危険なところもあるということを何かお示ししていけるような対応は
とっていききたいと現時点では考えているところであります。

以上です。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 水道課長、長生君。

(水道課長 長生正信君 登壇)

○水道課長 (長生正信君) それでは、私のほうから七良浴議員御質疑の4款1項
4目18節の飲料水供給施設の補助金について御説明させていただきます。

こちらの施設は、既にある奥佐々、中津川、中田、新庄水道組合という施設がござい
ます。その施設もかなり古くなっておりまして管路の漏水と排水施設の機器等の故障が
目立つようになってまいりました。その改修の要望があったものでございます。総事
業費が392万7,000円でございます。そのうちの3分の2が補助金という形にな
っております。この水道組合の関係戸数といたしましては22戸でございます。そして、
事業計画としましては20ミリから30ミリのポリエチレン管を約2キロ布設替えを行
うということと、あとそのバルブといった配水池や受水槽のバルブなどの機器の取り替
え作業を行うという計画で要望が上がっている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 長生正信君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 5番、七良浴 光君。

○5番 (七良浴 光君) 洪水ハザードマップの件でございますが、やはり今総務
課長のほうから答弁いただいたように過去には数回、床下、床上という被害を受けてい
る場所もあります。そういったことで県会議員の先生が真国川の水位の上昇をいち早く
下流の住民が知れるようにということで、細野地域へ水位計も県費で設置していただい
たということを聞いており、確認もしております。

そういったことでありますので、できるだけそういう浸水をしたという箇所について
は何とかハザードマップ、詳細なものは結構かと思うんですが、ここは危険ですよとい
うことの周知としてやはりやっていただきたいとこのように思いますので、最後にそう
いうことも含めてやっていただけるのかどうかということと、もう1点、県に対して次
の機会に真国川のハザードマップ、洪水ハザードマップの作成についても詳細なものを
設置できるような予算措置の要望もしていただけないかなとこのように思いますので、

町長のほうから答弁願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良浴議員の御質疑にお答えをいたしたいと思いますが、真国川につきましては過去に2回、3回と中谷自動車ですね、ここのところで浸水をするというような過去の経過がございます。そんな中で海南工事事務所のほうへここの改修については改修として要望はしております。そして話し合いをしてるという段階でございます。

また、ハザードマップですね、これにつきましては議員おっしゃられるように、今後この紀美野町においてもやはりこの真国川というのがございますので、これの要望もしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 若干お聞きしたいと思います。4ページですね、説明資料の。ここで総務費の1項の総務管理費の中の6目の電子計算費の中でテレビ会議のシステム構築委託料というのが上がっています。これはどういうことを計画しているのかお聞きしたいと思います。

次に、その5ページ今、七良浴議員のほうからも質疑されておりましたが、私もこれについて答弁が不思議でした。県は何でこの本川と真国川でそういう違いの扱いをしたのか。それについての説明を受けてるならお聞かせいただきたいと思います。

それから、9ページの衛生費の中の保健衛生費で、これも先ほど七良浴議員が質疑をされておりました18節の飲料水供給施設整備補助金ですね。これについては確か地元のほうで作られておったそのかん水を町のほうに移管されたというふうに記憶してるんですけども、これについては今の説明でしたら392万7,000円のものに対して261万8,000円の補助金を出すというそういう説明でございましたけれども、その辺のところですね関係をお示し願いたいと思います。

それから、その下に農林水産業費の中の農業費で農業振興費3目ですね。その中の17節の備品購入費ですね、これは梅本加工所に対するものであるというふうに聞いておりますけれども、これについてももう少し御説明を願いたいと思います。

それから１２ページですね、７款の２項の１目道路橋梁維持費ですね、そのところの１２節の委託料と１４節の工事請負費について御説明をお願いしたいと思います。

そして、その下の１３ページの土木費、住宅費の住宅管理費、先ほどの裁判に関するものであるかというふうに思うんですが、この弁護士委託料が５２万円計上されておりますけれども、この裁判の結果によってこの部分が歳入するものがあるのかどうか。それについてお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、４ページの予算に関する説明書の４ページの６目の電子計算費のところの委託料、テレビ会議システム構築委託料ということでこの内容を御説明させていただきます。テレビ会議システム、最近よくテレビでもよく見るところでございますけど、パソコンにカメラとマイクをつなげてインターネットにあるテレビ会議のサービスを利用して相手の顔をパソコンの画面で見ながら会話であるとか打合せ、そういうものを行っているものでございます。

当町でも新型インフルエンザ等対策本部会というのを何回かしてる中で、診療所の多田先生もこの会議に入ってくれておりますが、多田先生診療中のときもございますし、長谷毛原でいらっしゃるときもあったので当町にあるテレビであるとかマイクであるとかそういう今までの古いものを何とか駆使してテレビ会議も行ったんですが、なかなか機器が古いためにそういうテレビ会議のために使っているものでは当然ないので、非常に聞き取りにくかったり映りが小さかったり、いろんなことがありました。それでこの働き方改革が叫ばれている中、この機会にテレビ会議がスムーズに行えるように機器を購入したい、機器をそろえていきたいということで４８万２,０００円計上してます。

どういうものかと言いますと大型のモニター画面ですね、モニターを１台購入します。これを移動式にしておきたいと思います。取付けだけしとけばその会議室でしか使えないんですけど、いろんな会議室であるとかどこそこの部屋であるとかそういうところでも使えるように移動できるようにしておきたいと思います。

それから、マイクもいいのでないとなかなか声がとりにくいので、マウススピーカーシステムといいましてスピーカーとマイクがくっついてるようなそういうものも４台購入していきたいと思っています。

それから、カメラですね。ワイドなレンズ、広角的なレンズを搭載したカメラ、これもセットにして、そしてこのテレビ会議システムがうまくいけるように構築していくための費用として４８万２,０００円を計上させていただいております。これがテレビ会議システムの内容です。

それともう１点、貴志川の洪水の浸水想定区域図で県は何で真国川が入っていないのかというようなことで、ここにちょっとその文書がありますのでちょっと読ませていただきます。これは６月９日に資料提供されたものであります。

近年大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、全国各地で毎年のように甚大な洪水被害が発生しています。このような中、和歌山県では水防法に基づく洪水予報河川と水位周知河川を合わせた２０河川について令和２年２月までに洪水浸水想定区域図を公表しました。今回貴志川の県管理区間について水位周知河川に指定し、同時に洪水浸水想定区域図を公表しますということで、県が水位周知河川に指定したということになるかと思えます。それで県はこの区域図、想定区域図を市町村にも洪水ハザードマップを早期作成するように働きかけてるというそういう文書が届いておりますので、現時点で私が知るところはこういうことでございまして、お答えになってるかどうか分かりませんが、答弁とさせていただきますのでよろしくお願いします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 水道課長、長生君。

(水道課長 長生正信君 登壇)

○水道課長（長生正信君） それでは、私のほうから美濃議員の御質疑のあった同じく４款１項４目１８節の飲料水供給施設に関連することで、以前、町に移管された施設ではないかというお話だったかと思えます。以前、町に移管されたというのは中田簡易水道という施設がございます。これにつきましては国の補助で県知事の認可を受けた水道法の適用される簡易水道でございます。それを一部地元管理との日常点検と定期的な水道課の職員の定期点検というふうにやってたんですけども、それを完全に町管理という形に移管されたものでございまして、今回この補助事業でやることになりました奥佐々、中津川、中田、新庄水道組合と申しますのは、また別の団体でございまして、

水道法の適用外の任意の団体の水道の組合の施設でございます。それについては国庫補助の対象外にもなってますし、町独自の要綱を定めまして補助金によって更新等を行っていただくという形のものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 長生正信君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) 私のほうからは、美濃議員御質疑の9ページ、5款1項3目農業振興費、17節備品購入費についてお答えさせていただきます。

備品購入費の75万5,000円につきましては、梅本加工所に設置をしておりました自動発酵器が老朽により故障したことによって買い替えるものでございます。自動発酵器とはお酒やおみそを作る際に使用する機械でございまして、一定の温度を保つための機械でございます。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いします。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) それでは、私のほうからは12ページ、7款2項1目道路橋梁維持費の12節委託料の中で、紀美野町管理橋塗膜調査業務委託についての内容をまず説明させていただきます。

これにつきましては、昭和40年から50年の間につくられた公共で塗装を行っているもののうち、一部につきましてはPCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれている可能性があるということで、塗膜の中のPCB等の含有量調査を行うものでございます。

それから、14節工事請負費2,200万円です。これにつきましては、支所の西側、町民会館前の上から下神野小学校の先、町道神野市場福田線でございます。それにつきまして延長480メートル、幅7メートルの区間を全面舗装して保育所、それから小学校、文化センターの利用者の方には残土処分場等々の通行によって路面を荒らしておりまして、それを解消するために舗装工事を行うことで周辺の影響が最小となるように行う工事でございます。

私のほうからは以上とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私のほうからはただいまの美濃良和議員の質疑にお答えをいたします。

歳出予算に関する説明書の13ページの7款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費の12節委託料、弁護士委託料52万円に関する御質疑でございます。裁判の結果によって歳入される部分があるのかという御質疑だったかと思います。この裁判におきましては当町の意向が認められれば滞納家賃でありますとか、町が立て替え払いをしている火葬費用、死体検案料などが入ってくるということになる予定でございます。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) この4ページの電子計算費の中のテレビ会議システム構築委託料、委託料というふうになっておりますけれども、町が買ってということじゃなくて委託料になってるんですね。これはどういう意味なんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の総務管理費の中のハザードマップの件でございますけれども、県は2か所をそういうふうに指定してそのハザードマップを作るということで、予算が来たというふうな説明だったんですけれども、そういうふうに県はそうか知りませんが地元としたら何でこうなんのよというふうになるわけでございますけれども、その辺のところを町と県とのやり取りというんですか、その辺のところはどうであったのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、9ページの奥佐々、中田の件、これは了解いたしました。

それから、その下の9ページの農業振興費の中の調理用備品ですけれども、梅本加工所に関して自動発酵器が古くなったので買い替えということで町のほうで今回の計上をされたということでございますけれども、この間何度かお聞きもしてきてるんですけれども、紀美野町にとって一つのいろんな産品を開発したりする意味でここのグループの方々がかかり貢献をされてるというふうに思うんですけれども、この調理用備品の75万5,000円のこの自動発酵器だけが要望されてそれに対して対応されたのか、その

辺についてお聞かせいただきたいと思います。

あと12ページですね、7款土木費の道路橋梁費、道路橋梁維持費のところでお聞きしましたPCBの塗膜ですか、それから上部舗装関連工事ということでございますけれども、一つはその橋の管理、長寿命化対策等を町のほうは進めてるということでございますけれども、これによって長寿命との関係でどういう効果というんですか、その関係はまた別の問題としてやられてるんですか。その辺のところについてお聞かせいただきたいと思います。

その下の工事請負費の2,200万ですね、今の話で480メートルのところの舗装工事ということでございますけれども、相当そのダンプカーが通行することによって傷んでくるかというふうに思うんですけれども、あとのところについては計画等は今のところは計画をされておられないというふうなことでよろしいのでしょうか。

それから、住宅管理費の弁護士委託料ですけれども、裁判の結果によって町のもらべきものはあるということでございますけれども、この弁護士費用についてはどうなってくるのかも含めてお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） まずテレビ会議システムの件でございますが、大型のモニターであるとかマイクスピーカーのシステムであるとか、それからウェブカメラこういう機器が必要であります。それとこのソフト、テレビ会議用のソフトというのも当然必要になってくるわけでありまして、幾つかあると聞いております。こういう機器とそのソフト、一番いい状態のものがどうかということをその業者等にいろいろお聞きしながら決定をしてまいりたいと思っておりますので、そういうシステムの構築ということで委託料でおかせていただいておりますというところであります。

それから、洪水ハザードマップの件で貴志川の全部じゃないんですけど、ある部分については県が水位周知河川に今指定したということでもあります。真国川はそれにされていないということで、その経緯というのはちょっと私も存じ上げてないのでお答えすることはできないんですけど、やはり真国川も東側から落合のそこまでは恐らく7、8地域にわたって今までも浸水しているところがありますので、やはり貴志川と同様に浸水の危機はあるとは認識しております。今後も県のほうにも要望することは当然ですが、住民の方にも先ほど他の議員の御質疑のときにもお答えしたんですけれども、周知すると

いうことはとにかく一番大事なことであろうかと思っておりますので、その辺を対応してまいりますので御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

加工グループは様々な産品を開発していただいている団体でございまして、非常に重要な団体だと思っております。現在要望されてるものにつきましては、そのほかもございしますが、現在まずこの一つ、この機械、自動発酵器は平成6年ということでもう25年ほど前の機械でございまして、もうスイッチも入りにくいという状態でございましたので、まずこれから買い替えをさせていただくということとしてございます。また折り入ってまたその相談を受けて購入等考えてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

まず、管理橋塗膜調査業務の関係でございます。それでその塗膜調査とその橋梁長寿命化計画関係の兼ね合いはいかなものかということなんでしょうけれども、それについては塗膜調査を行うことで、もしPCBの含有が認められれば長寿命化の修繕計画の中に盛り込んだ上で、当然改修費用についてもその分がPCBが含まれているとなれば工事費内にも反映されていこうかと思えます。長寿命化計画につきましては、点検による損傷の把握であったり予防的な修繕を計画的に進めるために橋梁を少しでも長寿命化させていくというのが目的に計画を立てるものでございますので御理解賜りたいと思います。

それと、町道神野市場福田線の舗装工事関係でございますけれども、あとは計画はないのかということでございます。現在のところ町道神野市場福田線のための舗装工事のやり替えて様子を見させていただきたいと思えます。国道等々につきましては、引き続き修繕要望等々状況等見極めながら県のほうに要望してまいりたいと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 私のほうから美濃良和議員の再質疑にお答えいた

します。

弁護士委託料52万円なんですが、この52万につきましては裁判で当町の意向が認められましてもこの金額については当町へ入る予定はございません。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） よろしいですか。

○11番（美濃良和君） はい。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 先ほど来、先輩議員のほうから質疑、確認をされておりますけれども、私のほうからも重複しますが2点ほど確認させていただきたいと思います。

予算に関する説明書4ページの6目電子計算費、テレビ会議システム構築委託料についてですけれども、ハードとソフトこれの最も適切であろうものを業者さんと相談して決定していくということでございましたが、ソフトウェアですね、特に今般のコロナウイルス感染症の蔓延によって多くの方々がこのテレビ会議システムを活用されてるわけですけれども、それは組織、用途や個人を問わずやられてるわけです。

例えばZ o o mというソフトウェアがありますけれども、これ広く個人で使用されているように見受けられますけれども、特定の人間の会話の中に第三者が介入してきてというような事例も見受けられるようです。ネットを通じてますからそういうことも当然起こり得るわけですね。このZ o o mというソフトは中国資本の会社がつくっているということでありまして、そういう点からも大変心配はしてるんですけれども、そういったそのセキュリティ面ということも特にこの自治体で使用するということを前提にするのであれば、セキュリティ面も十分に考慮、配慮していただいた上で決定いただきたいなというふうに思います。

もう1点ですね、5ページ、洪水ハザードマップ作成業務委託料、貴志川対象ということでこのたび県のほうで対象にされてるという指定されたということでありましたが、先ほど来、先輩議員も指摘されているように真国川についても過去に何度も洪水の被害を受けているわけです。先ほど町長もおっしゃったような志賀野の地区の中谷モーターさん付近このあたり当然最重要、要注意なエリアであるわけですが、上流地域ですね、真国地域であっても旧細野ですね、円明寺と勝谷から円明寺にかけて河川が流れ

てるんですけれども、真国川と勝谷からの河川が合流する、ほぼ直角に合流するわけ
すけれども、そこについてもかなり危険だというふうに私は感じてます。地質学者の先
生が風力発電関係で土砂災害の危険等に絡んで、あのあたりについては土砂災害が起こ
ったら洪水と併せて大変な被害を被る危険性があるというふうにも指摘をされてるんで
すね。そのあたりを県のほうでどれだけ認識されてるのかというのは分かりませんけれ
ども、そういった専門家の方々の知見もぜひ県と共有していただいて県への要望を上げ
ていていただきたいなというふうに思います。

以上です。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは桐山議員の御質疑にお答えをしてみたいです。

議員からはいろいろと御提案とか御指摘をいただき、ありがとうございます。まず、
ソフトですね、テレビ会議システムのソフトの関係でどんなソフトが私あるというのは
ちょっと存じ上げてないんですが、Z o o mという一例出していただいてそれがインタ
ーネットを介してるんで誰かしらが乱入と言いますか、そういう事例もあるというふう
に御指摘いただきました。確かにセキュリティの面からはそういうことがあってはなり
ませんのでセキュリティを強化しつつ、そして安全なソフトと言いますか、そういうの
を導入してみたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

それから、洪水のハザードマップの委託料の件でございますが、これにつきましても
やはり真国川が東西に流れておりますが、そこに谷川が直角にこう何か所もおりてくる
ところがあります。そうなりますとその谷川の水が全然流れなくなって氾濫を起こして
浸水するというのも真国川では複数か所当然あります。そういう過去の事例もあります
し、そして専門家さんの御意見そういうのもありますので、いろんなものをこちらとし
ては情報を共有して、そしてこれを共有してるだけは駄目なんで、これを住民の方に周
知をしていくというのが一番の大事なことでありますので、この大事なことを成し遂げ
ていきたいというふうに考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

以上です。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これでは質疑を終わります。

これから議案第57号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時51分)

再 開

○議長(伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

◎日程第15 議案第58号 令和2年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第15、議案第58号、令和2年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) まず説明書の20ページ、歳入の繰入金、多会計繰入金、
一般会計繰入金で、職員給与費等繰入金が569万4,000円の減額補正になってま
す。この減額補正についての説明をお願いします。

それから、歳出で21ページ、2款保険給付費で6項傷病手当金で198万円の計上です。説明では5人分だという説明だと思いますが、こういうのってこの過疎地で5人分というのはそんなに少ない数ではないと思うんですが、こういうのってやっぱり一定の基準というかそういうもんがあるのかどうか、その辺について答弁を求めます。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) それでは、田代議員の御質疑にお答えいたします。

まず、20ページの繰入金、一般会計からの繰入金でございますけれども、職員の人事異動に伴う減額でございます。特に昨年度におきましては医師の異動がございまして、そのときに先にお医者さんの給料分に対する減額というのが大変大きゅうございます。産休の先生もございました。その先生は正職員として採用させていただいてあった先生でございますが、今回はその先生が退職されまして、そして新たに先生をお迎えしたのでございますけれども、その重複といいますか、給与というところがございます。賃金でもありましたけれども、今回減額ということになります。そして職員の人事異動というのが主なものでございます。

それから、傷病手当の件なんでございますが、21ページの傷病手当でございますけれども、これについては最低限の人数ということで試算させていただきました。今後また基準はございませんので、もしもそういった方がございましたら追加補正といいますか、させていただきたいと思っております。当分9月30日までの期限付でございます。そして、また有償化した方については1年6か月ということがございますけれどもなるべく低い数字で上げさせていただいております。御理解いただきたいと思います。

以上です。

失礼いたしました。先ほどの医師の給料の件でございますけれども、医師につきましては申し訳ありません、賃金でございました。大変失礼しました。職員の人数の変更ということになります。給料の個々の給料の額の違いがございましてこういうことになりました。大変失礼しました。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第５８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第５９号　令和２年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算（第１号）について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第１６、議案第５９号、令和２年度紀美野町国民健康
保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第５９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第５９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 60 号 令和 2 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 17、議案第 60 号、令和 2 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 60 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 61 号 令和 2 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 18、議案第 61 号、令和 2 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

11 番、美濃良和君。

（11 番 美濃良和君 登壇）

○11 番（美濃良和君） 32 ページ、ここのところの 7 款の一般会計繰入金ですね、4 目で事務費の繰入で 1 名増員という説明があったかというふうに思うんですが、これについてお聞かせいただきたいと思います。どちらかと言えば職員が減っていくような状況にある中で減らすということはいろいろと問題が起こることが多い中で、ここだけそういうふうになっていますので説明のほう願いたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、私のほうから美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

予算に関する説明書の 3 2 ページ、7 款繰入金、1 項 4 目事務費繰入金の 7 6 9 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。この事務費繰入れについては一般管理費において職員の人数を 2 人から 3 名に増やしたことによる繰入れでございます。1 人増やした要因といたしましては、外交保険法の改正によって 2 8 年度に地域密着型の通所介護事業所、グループホーム美里園とかラフェスタ紀美野であるとかそういう 5 か所あるんですけれども、そういうような事業所の指定であるとか指導などの業務が県から移行されました。また 3 0 年からはケアマネ居宅介護支援事業所、6 事業所あるんですけれども、そういうような事業所についても県から移行されてその指導が町のほうにきたわけでございます。そのような中で事務量が増えてきてる中で 1 名の増ということで事務費の繰入れをしてるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 1 1 番、美濃良和君。

○1 1 番 (美濃良和君) 1 名その県のほうから仕事が町の市町村のほうに要するにふってくるというそういうふうな状況があるために 1 名増員しなきゃならないということでそうなったということでございますけれども、この場合、一般会計から今のとおりですね繰入れをしていくということでございますけれども、それについてはまるっきり何らかの一般会計のほうへは増やされる部分がないわけですか。全て町が一般会計で見ていかなきゃならないと、こういうことになってくるわけですか。

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長 (森谷善彦君) 美濃良和議員の再質疑にお答えします。

この事務費繰入れについては一般会計からの繰入れということで、一般会計からもう丸々 1 0 0 % の部分を繰り入れてるわけですが、その部分町が丸々見なければならぬのかというと、介護保険法の改正で一般会計のほうでは特別交付税措置で町全体の事務費等の経費を算定していただいているところですので、その中での一般会計に入って

こちらのほうへ繰り入れるということの中で国のほうではそう措置しているということでの理解でございますのでよろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第61号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第62号 令和2年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第19、議案第62号、令和2年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第62号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 6 2 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 0 議案第 6 3 号 令和 2 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算
(第 1 号) について

○議長(伊都堅仁君) 日程第 2 0、議案第 6 3 号、令和 2 年度紀美野町東部簡易
水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第 6 3 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 6 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 3 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 6 4 号 令和 2 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第 1
号) について

○議長(伊都堅仁君) 日程第 2 1、議案第 6 4 号、令和 2 年度紀美野町西部簡易
水道事業会計補正予算(第 1 号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第64号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第2号 紀美野町議会の議員報酬の特例に関する条例の制定について

○議長(伊都堅仁君) 日程第22、発議第2号、紀美野町議会の議員報酬の特例に関する条例の制定について議題とします。

提出者から説明をお願いします。

10番、美野勝男君。

(10番 美野勝男君 登壇)

○10番(美野勝男君) 発議第2号。

令和2年6月12日提出です。

紀美野町議会議長 伊都堅仁様。

提出者、紀美野町議会議員 美野勝男。

賛成者、紀美野町議会議員 桐山尚己、賛成者、同じく紀美野町議会議員 藤井基彰、賛成者、紀美野町議会議員 上柏皖亮、賛成者、紀美野町議会議員 七良裕 光、賛成者、紀美野町議会議員 向井中洋二であります。

紀美野町議会の議員報酬の特例に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由について申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防及び感染拡大防止のため、人との接触を極力減らすことを余儀なくされ、私たち議員は「地域の声」を十分に聴くことができていない。このこ

とは事情はどうあれ議員本来の使命を十分に果たせていないことは言うまでもなく、その責任と議員としての姿勢を明確に表すため、また、地域経済及び町民の生活にも多大な影響を与えていることを踏まえ、議長、副議長及び議員の報酬月額を減額するため、紀美野町議会の議員報酬の特例に関する条例を制定するものである。

次、ご覧ください。

紀美野町議会の議員報酬の特例に関する条例。

紀美野町議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例（平成18年条例第39号）第2条の規定にかかわらず、令和2年7月1日から同年9月30日までの間において、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

来月から3か月間、議長、副議長及び議員の報酬月額を10%減額し、それにより、議長は26万5,500円、副議長は21万6,000円、議員は19万8,000円とするものであります。

附則として、この条例は、令和2年7月1日から施行する。

以上であります。全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。

（10番 美野勝男君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 1件お聞かせいただきたいと思います。この案件が通った場合ですね、それぞれ今提案者が説明があったようにそれぞれの報酬から減額されていくと。そうなってくるとその減額されたお金はどのようになっていくのか。単に一般会計がその分減額されるということになっていくのか、それについてのことについてお聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 10番、美野勝男君。

（10番 美野勝男君 登壇）

○10番（美野勝男君） ただいまの美濃良和議員からの質疑であります。これを計算しますと議長は10%3か月カットで8万8,500円、副議長は7万2,000円、議員は10名で66万円ということで、合計にして82万500円になると思います。

す。これは町の財政に入って町会計で使用するものと考えております。

以上です。

(10番 美野勝男君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 美濃議員、もうよろしいですか。

11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) もう一度お聞きしたいと思います。

そうするとですね、それぞれ今おっしゃられたように八十数万円ですか、3か月で減額というふうになっていくわけでございますけれども、会計上は今のではちょっと分かりにくかったんですけれども、当然歳出が減れば歳入が減ることになってくるんですけれども、その流れはどうなりますか。

○議長(伊都堅仁君) 10番、美野勝男君。

○10番(美野勝男君) ただいま申し上げたように町の会計へ入るということだと思います。

○議長(伊都堅仁君) 休憩します。

休 憩

(午前11時30分)

再 開

○議長(伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時31分)

○議長(伊都堅仁君) 10番、美野勝男君。

○10番(美野勝男君) 歳費で減額とありますので、町財政の会計になろうかと思いますが、減額したことについてはやっぱりコロナ対策費として活用していただくように要望していきたいとそう考えております。

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありますか。

8番、北道勝彦君。

(8番 北道勝彦君 登壇)

○8番(北道勝彦君) 反対質問させていただきます。質疑か、まだ。

(8番 北道勝彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから発議第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

8番、北道勝彦君。

(8番 北道勝彦君 登壇)

○8番(北道勝彦君) 2年ぐらい以前、タヌキやネズミが大変多く増えて困っていたら伝染病が発生して死んで、現在姿を見たことがありません。若い人が田舎では生活ができないため、東京とか大阪に行かれ、1か所に多くの人が集まったため、コロナ菌が発生したのだと思います。鮎、鳥、豚など川や家で飼っていれば病気は発生しませんが1か所に集めて飼うと消毒ばかりです。このようなところに議会の議決により、寄附金を集めるということですが、若い人が田舎に帰ってきてくれると言うのならともかく、議会で決めることではないと思います。ぜひ寄附金をしなければと思う議員は個人でするようにしてはどうですか。このような状態が続けばコロナより強い菌が次々と発生すると思います。また、多くの議員給料をいただいておらず、よって議会で決めることに反対いたします。

(8番 北道勝彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

1番、桐山尚己君。

(1番 桐山尚己君 登壇)

○1番(桐山尚己君) 今般の議員報酬の減額に関しましては、その理由はですね、コロナウイルスによる感染症の蔓延による議員活動の自粛によって議員としての責務を十分に果たせなかったと、これが理由であります。少なくとも私自身はそういう理由であります。

したがいまして、コロナ目的にその削減分を使用するかどうかということはまた別として、この理由によって私は削減、一定期間3か月間削減をすべきだというふうに考えてこの案に賛成いたします。

以上です。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 先ほど提案者の提案説明の中で、今の賛成討論でもございましたけれども、このコロナによって議員活動ができなかったと。これは私は納得はできない部分であります。というのは訪問をしなくてもそれぞれその議会の運営のための勉強をするなり何らかの活動をする全てが議員活動であって、それも何もかもできてなかったということはこれは理由にならんというふうに思います。

あくまでもそうではなくて、先ほど町長の3役のそれぞれの報酬の減額という提案がございましたけれども、その中でもあったように要は本来なんですよ。問題は町民の方々がコロナによって大変な思いをしてる、またその生活においてもいろいろなことがあると。そういうことであるから我々ももう大変なことながら、先ほど反対討論もございましたけれども、いろんなこのある中でもその町民の方々に少しでも寄り添うという形で減額をすると、そういうことであるならば私はこの賛成いたしたいと思います。

そういう点で、先ほど提案者の答弁にもございましたけれども、これはあくまでもそのコロナのために私たちも減額ということに賛成する以上はその執行部の方にもこの分、決して大きい金額ではございませんけれども、コロナ対策として分かるようなこの予算の執行をしていただきたいと思います。そのことを申し上げて賛成いたしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時39分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時50分）

○議長（伊都堅仁君） 今の件につきましては、それで一応もうこれ採決済みでしたので、そのこと原案のとおりということでお願いしたいと思います。

◎日程第23 陳情第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書採択に関する陳情について（委員長報告）

○議長（伊都堅仁君） 日程第23、陳情第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書採択に関する陳情についてを議題とします。

陳情について、委員長から、審査経過及び結果の報告をお願いします。

総務文教常任委員長、美野勝男君。

（総務文教常任委員長 美野勝男君 登壇）

○総務文教常任委員長（美野勝男君） 付託されました陳情第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書採択に関する陳情について、6月11日開催の総務文教常任委員会において慎重に審査を行いましたので、経過及び結果を報告いたします。

委員会では、平成29年8月に非核平和自治体宣言を求める請願を受け、同年9月に採択すべきとした後、本会議において採択いたしました。これを受けて、翌年の9月11日には非核平和自治体宣言の町としてこの場において町長が宣言をいたしました。この宣言は、紀美野町が核兵器の廃絶と世界平和の実現に貢献し、先人たちが築き、守り、育てた豊かな自然を次の世代に引き継いでいく決意を表明するものであります。

これに加え、当町も加盟している平和首長会議で策定された核兵器廃絶のための緊急行動2020ビジョンにおいて、核兵器禁止条約の締結を各国に要請することが目標の一つとされています。

以上のことから、町議会としても核兵器の完全な廃絶に向けて核兵器禁止条約の参加・調印・批准を国に求めることが必要であり、それが被爆国としての世界と人類に対する義務であると考え、陳情第1号は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

(総務文教常任委員長 美野勝男君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。
これから陳情第1号に対し討論を行います。
反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。
これから陳情第1号を採決します。
陳情第1号に対する委員長報告は採択です。
委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。
したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

○議長(伊都堅仁君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時54分)

再 開

○議長(伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前11時55分)

○議長(伊都堅仁君) お諮りします。

ただいま総務文教常任委員長から発委第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調

印・批准を求める意見書にかかる議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第１号として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第１号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について日程に追加し、追加日程第１号として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第１ 発委第１号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第１、発委第１号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について議題とします。

提出者、総務文教常任委員長、美野勝男君、説明を願います。

（総務文教常任委員長 美野勝男君 登壇）

○総務文教常任委員長（美野勝男君） 発委第１号。

紀美野町議会議長 伊都堅仁様。

提出者、総務文教常任委員会委員長、美野勝男。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第３項の規定により提出します。

提出理由について申し上げます。

先ほど陳情第１号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書採択に関する陳情について、採択と決定したことにより提出するものである。

それでは、この意見書（案）を朗読します。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから７２年を経た２０１７年７月７日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。核兵器はいまや不道德であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。また

条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の81か国、批准国は36か国に広がっている。アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は核兵器禁止条約に背を向け続けてきています。こうした態度を直ちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

和歌山県海草郡紀美野町議会。

提出先、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・外務大臣宛て。

以上であります。全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。

(総務文教常任委員長 美野勝男君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これから発委第1号について討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める

意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 議員派遣の件について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２４、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日２０日から２２日までの３日間、議案精読のため休会し、２３日午前９時から会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君） 本日はこれをもって散会いたします。

（午後 ０時０２分）